

## 吸収分割に係る事前備置書類

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2025 年 1 月 8 日

株式会社大林組

MiTASUN 株式会社

2025 年 1 月 8 日

## 吸収分割に係る事前備置書類

東京都港区港南二丁目 15 番 2 号  
株式会社 大林組  
代表取締役社長兼 CEO 蓮 輪 賢 治

東京都港区三田三丁目 12 番 14 号  
MITASUN 株式会社  
代表取締役社長 綱 脇 彰 則

株式会社大林組（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の 100%子会社である MITASUN 株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2024 年 12 月 25 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社がビジネスイノベーション推進室において所管するデータセンター事業に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容  
別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項  
吸収分割に際して、承継会社は分割会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。承継会社は分割会社の 100%子会社であることから相当であると判断しております。

3. 新株予約権の定めに関する事項  
該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項  
(1) 分割会社及び承継会社の計算書類等の内容

① 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）又は分割会社のW e b サイトよりご覧いただけます。

<https://ir.obayashi.co.jp/ja/ir/data/fsa.html>

② 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社については、設立後の最初の決算期が未到来のため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は別紙2のとおりです。

(2) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 本効力発生日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務（分割会社が本吸収分割により承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込みに関する事項

分割会社及び承継会社は、本吸収分割により分割会社が承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本吸収分割後に予想される分割会社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本吸収分割後の分割会社及び承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本吸収分割により分割会社から承継会社に承継させる債務のすべてについて、分割会社は連帯して保証いたしますので、当該債務に関する債権者が本吸収分割によって不利益を被ることはありません。

5. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



## 吸収分割契約書

株式会社大林組（以下、「甲」という。）及びMiTASUN株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### （吸収分割）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲がビジネスイノベーション推進室において所管するデータセンター事業（以下、「本事業」という。）に関して有する権利義務（以下、「本承継権利義務」という。）を乙に承継させる吸収分割（以下、「本分割」という。）を行う。

### （商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：株式会社大林組

住所：東京都港区港南二丁目15番2号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：MiTASUN株式会社

住所：東京都港区三田三丁目12番14号

### （承継権利義務）

第3条 本分割により甲が乙に承継させる資産、債務、雇用契約その他の権利義務の内容及び取り扱いは、別紙「権利義務承継要項」記載のとおりとする。

2 本分割により甲が乙に承継させる債務のすべてについて、甲は連帯して保証する。

3 甲及び乙は、本承継権利義務の承継又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続きを要する場合は、甲乙協力してこれを行うものとし、公租公課その他の手続き費用は甲が負担する。

### （分割対価）

第4条 乙は、本分割に際し、甲に対して対価を交付しない。

### （分割期日）

第5条 本分割が効力を生ずる日（以下、「分割期日」という。）は、2025年4月1日とする。ただし、本分割手続きの進行上必要がある場合は、甲乙協議のうえ、この日を変更することができる。

### （承認総会）

第6条 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、それぞれの株主総会の承認決議を経ないで本分割を行う。



(契約の変更及び解除)

第7条 本契約の締結から分割期日の前日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産若しくは経営に重大な変更が生じたときは、甲乙協議のうえ、本契約を変更し、又は解除することができる。

(善管注意義務)

第8条 甲及び乙は、本契約の締結から分割期日の前日までの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務執行及び財産管理を行わなければならない。

(競業避止義務)

第9条 甲は、本事業に関し、乙に対して競業避止義務を負わない。

(この契約に定めのない事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

以上

上記契約の成立を証するため本契約書1通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印のうえ甲がこれを保有する。

2024年12月25日

東京都港区港南二丁目15番2号

甲：株式会社大林組

代表取締役社長兼 CEO 蓮輪 賢治



東京都港区三田三丁目12番14号

乙：MiTASUN 株式会社

代表取締役社長 綱脇 彰則



## 権利義務承継要項

- 1 本分割により甲が乙に承継させる資産、債務、雇用契約その他の権利義務の内容及び取り扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 資 産 分割期日の前日現在本事業に関して甲が有する資産のすべて
  - (2) 債 務 分割期日の前日現在本事業に関して甲が有する負債のすべて
  - (3) 雇用関係 該当事項なし  
(甲は、分割期日の前日現在本事業に従事する甲の従業員のすべてを、分割期日をもって、甲に在籍のまま乙に出向させる。)
  - (4) そ の 他 分割期日の前日現在本事業に関して甲が有する契約上の地位のすべて
- 2 2024年11月30日現在、本事業に関して甲が有する資産および債務並びに主要な契約関係等は別添資料のとおりである。
- 3 甲は、2024年12月1日から分割期日の前日までの間の変動について、前項に規定する資料と同等の資料を作成してその内容を乙に明示する。
- 4 本事業以外の事業にも帰属するため乙への承継が困難な権利義務、又は本事業への帰属が明確でない権利義務がある場合は、甲乙協議のうえ、適切に処理する。
- 5 本事業に関し、納品・請求等が分割期日後となる場合の取扱いについては、甲乙協議のうえ、適切に処理する。

以上



## 承継会社の成立の日における貸借対照表

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産			
現金預金	990,000,000		
		負債合計	—
		(純資産の部)	
		株主資本	990,000,000
		資本金	495,000,000
		資本準備金	495,000,000
		純資産合計	990,000,000
資産合計	990,000,000	負債・純資産合計	990,000,000